

済生会なでしこ地域包括支援センター（介護予防支援事業）運営規程

改正 平成 19 年 4 月 1 日 平成 24 年 1 月 1 日 平成 27 年 10 月 1 日
平成 19 年 8 月 1 日 平成 24 年 1 月 1 日 平成 29 年 4 月 1 日（平成 18 年 4 月 1 日制定・施行）
平成 23 年 4 月 1 日 平成 25 年 7 月 1 日 令和 4 年 4 月 1 日 令和 6 年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部山形県済生会（以下「支部」という。）が開設する済生会なでしこ地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員の基準及び運営管理に関する事項を定め、事業所の職員である社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員その他職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営方針）

第 2 条 事業所の担当職員は、利用者の心身の状況、その他置かれている環境等に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、その他との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （ 1 ） 名 称 済生会なでしこ地域包括支援センター
- （ 2 ） 所在地 山形市長町 7 5 1 番地（指定介護老人福祉施設ながまち荘内）

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 4 条 センターに勤務する職種、員数及び勤務の内容は、次のとおりとする。

- （ 1 ） 管理者 1 名
管理者は、センターの担当職員その他従事者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行うとともに、自らも（ 2 ）に掲げる職員を兼務し、指定介護予防支援の提供に当たる。
- （ 2 ） 担当職員 5 名
なお、保健師又は経験のある看護師、介護支援専門員及び社会福祉士が各 1 名以上とする。
担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。
- （ 3 ） 事務職員 1 名
事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （ 1 ） 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。ただし、次条に規定する休日以外の日とする。
- （ 2 ） 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までとする。
- （ 3 ） 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（休日）

第 6 条 事業所は、次に掲げる日を休日とする。

- （ 1 ） 土曜日及び日曜日
- （ 2 ） 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- （ 3 ） 1 月 2 日 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日

(介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1) 指定介護予防支援の内容は次のとおりとし、相談を受ける場所は、当事業所内又は利用者宅で行い、適切な方法により解決すべき課題の把握を行う。

介護予防サービス計画の作成

介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービスの提供の確保を旨とする、指定介護予防サービス事業者その他の者との連絡調整

2 前項の指定介護予防支援の提供に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要やその他、利用申込者のサービスの選択に必要な重要事項を記載した文書により説明を行い、利用申込者の同意を得るものとする。

(事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、出羽地区、大郷地区、明治地区、千歳地区とする。

(事故発生時の対応)

第9条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(秘密保持)

第10条 担当職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

(苦情処理)

第11条 事業所は、自ら提供した介護予防支援事業及び自らが介護予防サービス計画に位置付けた介護予防サービス事業に対する利用者又はその家族からの苦情を処理するための体制を確立するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

(1) 事業所は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

(2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止のための措置)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録等の整備)

第14条 事業所は、設備、備品、職員、会計等に関する記録を整備するものとする。

2 介護予防サービス計画及びサービス担当者会議等の記録、その他の指定介護予防支援の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(介護予防支援業務の委託)

第15条 事業所は、指定居宅介護支援事業者に、介護予防支援業務の一部を委託することができるものとする。

2 事業所は、指定居宅介護支援事業者に介護予防支援業務を委託した場合、その介護予防支援費(初回加算を含む)の9割を指定居宅介護支援事業者に支払うものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、支部と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。